

令和3年度第2回 東大和市立図書館協議会 概要録

会議名 令和3年度第2回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和3年11月17日（水）午後3時～午後4時30分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階視聴覚室
出席者 （委員）上田委員、荒川委員、関委員、住吉委員、六馬委員、川崎委員、
岡崎委員、佐々木委員、島委員
（欠席者）柴田委員
（事務局）浴（中央図書館長）、内野（管理係長）、
西尾（主査（計画担当））、柳原（事業係長）、
永井（桜が丘図書館長）、宮田（清原図書館長）

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 3人

- 会議次第**
1. 開会
 2. 議題
 - (1) 令和2年度決算について
 - (2) その他
 - ①東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者候補者の選定結果について
 - ②地区図書館への指定管理者制度導入に伴う条例・規則等の一部改正について
 - ③図書館事業について

- 配布資料**
- ・ 次第
 - ・ 令和2年度東大和市一般会計歳入歳出決算
 - ・ 令和2年度行政報告書
 - ・ 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者候補者選定結果（報告）
 - ・ 地区図書館への指定管理者制度導入に伴う条例・規則等の一部改正について
 - ・ 令和2年度子どもの読書に関わる団体活動報告書
 - ・ 令和2年度図書館事業（記録）

1 開会

会 長： 定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまから「令和3年度第2回東大和市立図書館協議会」を開催いたします。本日は柴田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、本日の出席委員は9人ですの

で、会議は成立いたします。

本日は傍聴者があります。会議は東大和市情報公開条例第30条の規定により原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

(傍聴者入場)

2 議題

(1) 令和2年度決算について

会 長： それでは、次第2「議題」に入りたいと思います。本日の議題「令和2年度決算について」説明をお願いいたします。

事務局： それでは、資料1に基づきご説明させていただきます。資料1のご説明に入る前に、まず市全体の状況につきまして、私から概要をご説明し、その後、各係長から事業ごとにご説明をいたします。

まず令和2年度決算概要の市全体の状況につきまして、口頭になりますがご説明いたします。市の一般会計及び5つの特別会計の合計額につきまして、歳入につきましては、627億5,741万4,472円で、平成31年度と比べ17.1%の増となっております。歳出につきましては、597億5,739万6,070円で、平成31年度と比べ16.6%の増となります。図書館が属しております一般会計について申し上げますと、歳入決算額442億9,796万8,489円で、平成31年度と比べ32.5%の増となりました。

また、歳出決算額につきましては、423億519万5,663円で、こちらも平成31年度と比べ32.4%の増となっております。歳入歳出差引額は19億9,277万2,826円で、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支額についても、19億1,635万円の黒字となっております。令和2年度の歳入歳出の大幅な増加の理由でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応として、国や都の財源による事業を多く実施したことがあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の医療機関への受診控えが増えたことや、観光関連や社会教育関連で中止となった事業が多かったことなどにより、執行率の低下した事業もありまして、実質収支額の黒字割合も増加しました。しかし、これはあくまでも限定的なもので、今後は税収の減などが見込まれ、厳しい財政状況が続くものと、市では分析をしております。

続きまして、令和2年度の教育費でございますけれども、こちらは約45億660万円で、一般会計歳出全体に占める割合は10.7%となっております。教育費に係る主な事業といたしましては、いずれも学校教育関係とな

りますけれども、児童・生徒へ1人1台の情報端末の購入、小中学校情報通信ネットワーク環境整備工事、小中学校体育館空調設備設置工事などがあげられます。

図書館の決算についてでありますけれども、令和2年度の図書館の特徴的な事業としましては、2点ございます。1点目は、中央図書館の外壁等改修工事であります。2点目は、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。そのほか、事業とは申しませんが、移動図書館事業を令和2年度末で廃止するということがございました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月から5月末まで、全館を臨時休館しました。6月からの利用者書架立ち入り開始以降も、座席利用などの利用制限を伴う手探りでのサービス実施となりました。定例の事業も、中止したものが多くありました。令和2年度事業の詳細につきましては、本日資料2としてお配りしております行政報告書の抜粋に記載してございます。図書館における新型コロナウイルス感染症対策の経緯につきましては、551ページにございます。

続きまして、配布いたしました資料1のご説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。こちらは、歳入項目の一覧となっております。1番上の電子複写機使用料につきましては、地区館も含めました3館合計の使用料で、定例のものとなっております。次の資料弁償金につきましても、定例のものでございます。図書館資料の破損ですとか、紛失された場合に、現物又は現金でお返しいただくことがございまして、そのうちの現金で返金していただいた分の金額となります。2ページをご覧ください。こちらが歳出の事業別内容でございます。図書館には中央図書館に管理係と事業係があり、そのほか桜が丘図書館と清原図書館との4つの事業で構成しております。そのほか、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策事業費というのがございます。各事業の詳細は、この後、各係長から説明をさせていただきます。概要につきましては、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。それでは、各担当からお願いいたします。

事務局： 3ページをご覧ください。中央図書館管理費となります。こちらについては、主だった部分を説明させていただきます。全体の表の見方としまして、左から予算現額、支出済額、予算の執行残の表となっております。繰越についてはございません。

まず、第1節で会計年度任用職員報酬、職員手当、社会保険料をご覧ください。こちら会計年度任用職員の報酬については、予算額に対して執行残が113万5,039円となっております。理由は、会計年度任用職員がシフト当日に、体調不良で入れなかったこと等によるものになります。次の3節の職員手当ですが、こちら令和2年度から、会計年度任用職員制度の導入に伴い

まして、週20時間以上の職員については、勤務実績に応じて期末手当、いわゆるボーナスが支給されることになりました。この対象となる職員の手当を、249万8,000円を予算計上して、8万4,161円の残になっております。次に4節共済費です。社会保険料になりますが、こちらは37万7,331円残です。これは報酬に伴いまして社会保険料が変わりますので、予算の残額が生じたものになります。

次に、管理関連維持費の10節の光熱水費ですが、電気・ガス・水道料金189万8,768円の残が生じました。こちらについては、空調機の使用を適切に行ったこと及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言の発出によって休館期間がございましたので、それによる不用額になります。次に14節、工事請負費です。こちらは令和2年度に中央図書館外壁等改修工事を行いました。利用者の方には、工事の音や休館期間とかございまして、ご不便かけてしまったのですけれども、開館してから36年以上経過しておりまして、外壁にひび割れとか、タイルの剥落等がありました。それによる雨漏や事故を防止する観点からも、全面的に外壁の改修を行いました。こちらについての契約金額が6,622万円でしたので、その契約差金が1,714万円生じました。次に、工事請負費が3つ続きますけれども、高圧受電用区分開閉器取替工事、中央図書館進相コンデンサ取替工事、冷温水器等改修工事費で、こちらの電気関連については、機器が劣化しており部品の交換の必要があるということで、工事を行いました。冷温水器につきましても、更新から10年以上経過をしておりますので、不具合のある部品の交換、空調を使う時の配水管の清掃、その配水に使うポンプの分解洗浄等を行いました。中央図書館の管理費については、以上となります。

会 長： ありがとうございます。それでは続けてお願いいたします。

事務局： 4ページをお開きください。中央図書館事業費の決算についてご説明申し上げます。主だったものということで、最初の講演会等講師謝礼なのですが、21万円の予算で支出が16万円になっております。この5万円の残なのですが、これは一般の講演会の講師の謝礼として取っておいたものなのですけれども、講演会の時期を3月に予定しておりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点で、講演会が中止となったため、その講師料がそのまま残額となりました。残りの16万円支出した分は、音訳者講習会の講師で、こちらは秋に実施しましたので、無事に開催できまして支出ができました。次の対面朗読等謝礼ですが、図書館の資料の利用に来られる方を対象に、録音資料や点字図書を作っているものなのですが、対面朗読については昨年度も利用がなかったということで、2万9,300円の残となりました。

それ以外で次の事業関連維持費の中で、10節の②燃料費BM軽油ですが、

みずうみ号の燃料費です。先ほどありましたが、図書館が休館になった時は、移動図書館の運行も中止しておりました。そのため、運行回数が少なくなったということと、昨年度末をもって、移動図書館事業が廃止となり、追加で入れる分を使わなかったため、差額が出ております。13節の新刊マーク・データベース使用料についてですが、こちら従量制という有料データベースを使っております。使った分だけお金を払うというものですが、それについて利用が想定していたよりも少なかったため、残が出ております。説明については、以上になります。

会 長： ありがとうございます。それではお願いいたします。

事務局： それでは、5ページ、桜が丘図書館の令和2年度の決算について、ご説明させていただきます。主だったところだけご説明いたします。まず、1節の会計年度任用職員報酬ですが、予算181万円に対して、支出済み額139万9,945円、残額41万555円ということで、こちらについては、昨年3月から6月半ばまで、新型コロナウイルスの関係で臨時休館したことに伴いまして、予定していた会計年度任用職員の勤務がなくなったこと、また5月に特別資料整理を予定していたのですが、やはりこれも臨時休館の関係で、前倒しで令和2年3月に行ったため、41万円残額が出ております。次に、図書資料費の17節の備品購入費ですが、400万円に対して368万1,418円で、31万8,582円の残額が出ております。こちらについては、今後は気を付けて購入していきたいと考えております。桜が丘図書館の事業費については、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。それではお願いいたします。

事務局： 資料6ページをご覧ください。清原図書館事業費です。予算現額が765万1,000円、支出済み額が727万9,048円、残額が37万1,952円となっております。残額が多い部分のみ説明をさせていただきます。1節の会計年度任用職員報酬は、図書館勤務員の報酬として土日勤務のほかに、学校が夏休みの時期など、平日の繁忙期に来ていただく分を計上していましたが、新型コロナウイルスによる臨時休館等により不用額が生じたものです。また8節、会計年度任用職員費用弁償は、図書館勤務員の通勤費として、毎月の上限額で予算計上したため、不用額が生じたものです。そのほかは、通常どおりとなっております。説明は、以上です。

会 長： ありがとうございます。次をお願いします。

事務局： 資料7ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費となります。予算現額が460万9,000円です。支出済み額が460万8,670円となります。これについては、内訳としまして、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品の購入ということで、主に図書館システムのパソコンのキー

ボードカバー、カウンターの飛沫防止用のビニールシートとそれを立てるスタンド、利用者が使うテーブルのパーテーションです。それを3館分購入しました。17節の備品購入費、こちらは図書除菌機を分館、中央含めて3台購入しまして、この金額になっております。この経費は国と東京都の補助金による事業となります。以上です。

会 長： ありがとうございます。それでは、何かご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、議題「令和2年度決算について」は、これで終了といたします。

3 報告

(1) 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者候補者の選定結果について

会 長： 次に次第3「報告」に入りたいと思います。まず(1)「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者候補者の選定結果について」を事務局からお願いいたします。

事務局： それでは、「東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者候補者の選定結果について」をご説明いたします。今回の図書館の指定管理者の指定につきましては、今度の令和3年12月議会に議案提出を予定しております。

それでは内容につきましてご説明をさせていただきます。最初に、指定管理者候補者の選定につきましては、東大和市指定管理者選定委員会において行いました。選定委員会の構成につきましては、選定の概要1のとおり、副市長、教育長、部長職の8人で構成されています。図書館としては、館長及び計画担当主査が説明員として選定委員会に出席をいたしました。次に指定管理者の選定に当たっては、議会で議決を経る必要があります。次に指定管理により運営する施設の名称につきましては、東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館、指定管理者候補者につきましては、株式会社図書館流通センター、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までになります。

次に、募集の概要になります。1の募集要項の配布開始及び2の応募書類の受付につきましては、表記の日程で行いました。応募数は4団体でした。

次に、選定の概要になります。2の応募資格・条件につきましては、別紙1のとおりとなっております。3の審査方法につきましては、第1次審査は書類審査となります。第1次審査通過団体が運営する類似施設の視察の実施、2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを表記の日程で行いました。

最後に選定の結果になります。1の第1次審査の評価の方法につきましては、評価項目ごとに委員合議で行い、4団体のうち3団体が第1次審査通過

といたしました。詳細につきましては、別紙2のとおりとなっております。2の第2次審査評価結果につきましては、評点合計が最も高かった「株式会社図書館流通センター」を選定いたしました。詳細につきましては、別紙3のとおりとなっております。続きまして、3の選定理由の主な項目は、記載のとおり5項目となっております。4の今後の予定としましては、指定管理者の指定に関する議決は令和3年12月、指定管理者による管理運営の開始は令和4年4月1日になる予定でございます。こちらの内容につきましては、現在市ホームページにも掲載しております。説明は以上になります。

会 長： ありがとうございます。それでは指定管理者の選定結果についてのご報告につきまして、何かご質問がありましたら、お願いいたします。はい、島委員どうぞ。

委 員： ひとつ伺いたいと思います。類似施設の視察となっておりますけれども、これはどちらに視察されたというのは教えていただけるのでしょうか。

事務局： ひとつ目が、立川市の西砂図書館。あと同じく立川市の上砂図書館。最後は新宿区の北新宿図書館になります。

委 員： 1次審査のところを行かれたということ、文章から読めるのですけれども、1次審査の別紙2を見ると、4事業者が申し込みをしているようですが、1事業者は見えていないということになりませんか。

事務局： 視察については、第1次審査通過団体になりますので、4団体から3団体になった段階で、視察を行いました。

委 員： わかりました。

会 長： よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

委 員： 3社になったわけですが、特にこの図書館流通センターがよろしかったというところは、どういった点だったのでしょうか。

事務局： 選定委員の委員がこの点数を付けたのですけれども、これは各事業者から提案された基本事業計画書ですとか、収支予算書などを拝見して、また2次審査においてはプレゼンテーションでどのようにお話をされるかということ、各委員が感じたものをそれぞれ点数化したものの評価による合計ということになります。私どもは事務局なので、審査には加わっておりませんが、様子を拝見しておりますと、やはり経験豊富で、そして東大和にとっても即した内容の提案、実現性のある提案があったかなという印象がございます。また、市とともに図書館を運営していくのだというパートナーシップ性が感じられたという印象が強かったかなと感じております。

委 員： ありがとうございます。

会 長： ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委 員： 今ご説明いただいたことと、被るとは思うのですけれども、選定理由のと

ところで、(1) から (5) まで挙げていらっしゃるが、(1) と (3) はだいたい理解できるのですけれども、(2) の考え方が妥当で、継続的かつ安定した体制で運営が望めることというのは、経験が豊富であるということでしょうか。そうしますと、(4) の専門的な従事者の安定した配置ができることとか、それから (5) は先ほど説明していただいたことでおよそ推測ができますが、特にこの (4) に関しては、ほかの指定管理者の候補の各社と比べて、どういう利点があるのかというのを、もしご説明いただけるようでしたらお願いしたいのですがいかがでしょうか。

会 長： お願いします。

事務局： 各社それぞれ、どのような職員を配置するか、どのように研修を行うかといったような項目をご提案いただきまして、それぞれの会社の特徴がございました。こちらの選定された会社につきましては、研修計画や福利厚生などの部分に力を入れているという印象がございました。また、メインとなるスタッフをある程度会社の中で決めていて、その方が実際にお見えになってご挨拶をされたりということもありましたので、そういった意気込みと、体制が整っているなという印象が強かったかと思っております。以上でございます。

委 員： 良いですか。

会 長： お願いいたします。

委 員： ちょっと教えていただきたいのですけれども、選定理由の主な項目が、今、触れられた (1) から (5) ですよね。評価表の別紙 2 と別紙 3 は、それをその他含めて 9 つの評価欄を設けたのですよね。だいたいどういうことを内容として含んでいるかは、両方を照らし合わせてみればだいたいわかるのですけれども、この評価表の 8 の自己の評価についてというのが、何を聞いてどう答えたか、個別どこのというのはいいのですけれども、およそどんなことを聞いて、どんな答えが返っているのですか。

事務局： 今後、毎年評価を行う形になるのですけれども、まず会社として自己評価をし、中央図書館が評価し、公共施設等マネジメント課が主管課となる選定委員会で評価を行うのですが、自己評価を会社としてどういう形で行い、今後に繋げていくかという提案をしていただいた内容についての評価となります。

委 員： わかりました。要するに中身ではなくて、制度とか形式とか、そういうものができているか、あるかということ聞いたわけですね。まだやっていないのだからわからないですね。わかりました。

会 長： お願いします。

委 員： 先ほどの選定理由の (4) の専門的な従事者の安定した配置というところ

は、司書資格を持っている人ということになるのでしょうか。それだけ確認させてください。

事務局： そのとおりでございます。司書資格を持った人を配置するというような考え方、また館長とか、そういったスタッフにどのような人間を充てるかといった各社の考え方が出されました。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかにご質問よろしいでしょうか。それでは、この選定結果の報告については以上となります。

(2) 地区図書館への指定管理者制度導入に伴う条例・規則等の一部改正について

会長： 次に、(2)「地区図書館への指定管理者制度導入に伴う条例・規則等の一部改正について」を事務局からお願いいたします。

事務局： 地区図書館への指定管理者制度導入に伴う条例・規則等の一部改正について、ご説明いたします。まず、今回の地区図書館への指定管理者制度導入に伴いまして、「東大和市立図書館条例」、「東大和市立図書館運営規則」、「東大和市立図書館処務規則」及び、「東大和市立図書館複写サービス取扱要綱」について、一部改正が必要となってきます。

資料は主なものを抜粋した形になるのですが、最初に、東大和市立図書館条例の一部改正についてご説明いたします。まず、地区図書館の指定管理者の募集に関することとして「指定管理者の指定の手続き」等、3つの項目を追加いたしました。次に、同運営規則から条例に移行して規定すべきものとして、「図書館の利用の制限」等、2つの条文を移行しました。こちらの手続きは終わっております。今後といたしまして、同運営規則より、同じく条例に規定すべきものとして、「事業」等2つの条文を移行する予定です。次に、指定管理者が地区図書館の管理運営を行うこととして、「指定管理者による管理」等、6つの条文を新たに追加する予定となっております。次に第3条の「管理」につきましても、図書館が教育委員会の管轄となっているので、削除とする予定です。

次に、「東大和市立図書館運営規則」になりますが、まず先ほどの条例へと移行するものについては、運営規則では全て削除となっております。次に、条例と同様に、地区図書館の指定管理者の募集に関することとして、「指定管理者を公募しない場合」等、5つの条文の追加をしております。今後は、指定管理者が地区図書館の管理運営を行うこととして、「報告」等、2つの条文を新たに追加する予定です。また、題名についてですが、運営に関する条文が条例へと移行したことで、規則の位置づけが変わったため、今後「東大和市立図書館条例施行規則」へと名称を変更する予定となっております。

次に、「東大和市立図書館処務規則」になります。こちらの内容としましては、指定管理者の管理運営に関する事務分掌を加え、また、指定管理者が管理運営を行う地区館の適用除外を追加する予定となっております。

最後に、「東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱」になります。こちら先ほどの処務規則と同じで、指定管理者が管理運営を行う地区館の適用除外について追加する予定となっております。簡単ですが、以上で説明は終わります。

会 長： これに関して、ご質問がありましたら。はい、お願いします。

委 員： 現在の条例がどうなっていて、これがどうなるかというのは、この表だとよくわからないというのが正直なところですね。改正の時には、旧があって、新があって、両方わかるようにして、これがこういうように変わるのだなというのがわかるのですけれども、これだとちょっとわかりづらいというのが感想なのですけれども。

事務局： 条例・運営規則の改正につきましては、令和2年度の第3回図書館協議会の資料として新旧対照表をお渡ししております。それには詳しく載っているのですけれども、前回の一部改正から時間が経ったこと、また処務規則や複写サービス取扱要綱とかも新たに一部改正が必要なこともありまして、こちららをまとめて、説明をさせていただいた形になります。

委 員： もう1つ言っていいですか。先ほどの話は、あればもう少しわかり良かったかなという感想です。もう1つ目が、下から2つ目なのですけれども、図書館運営規則が、条例の施行規則に変わりますね。運営規則だと教育委員会、条例だと議会議決ですよ。運営規則だと、教育委員会ではないでしたっけ。

事務局： 条例の制定や改廃は市議会で議決をいただかなければいけないのですけれども、運営規則につきましては、教育委員会の承認があれば、改正ができるということでございます。

委 員： そうですね。そうすると、題名の変更というか、議決の変更ということになりますね。それともう1つは、施行規則を変えるのに、手続きが大変だろうなという感想を持ったということです。運営規則だと教育委員会ですから、教育委員さんへの説明ということになりますけれども、議会ということになると、説明が大変だろうなという感想を持ちましたので、こうせざるを得なかったのかなというのは、ちょっと思ったのですけれども。

事務局： 今のお話なのですけれども、条例施行規則という形になりますので、こちらでも改正する場合には教育委員会で手続きすることになります。条例施行規則の分類は規則になりますので、運営規則の改正と手続き的には同じになります。

委 員： わかりました。

会 長： よろしいですか。それでは、この条例の一部改正についての報告は終わりましたので、質疑を終了いたします。

(3) 図書館事業について

会 長： 次の(3)「図書館事業について」を事務局からお願いします。

事務局： それでは、令和3年度のここまでの図書館事業についてご報告いたします。まず個々の事業の前に、私から令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策について、口頭でご説明をいたします。前回、第1回図書館協議会を6月30日に開催いたしましたが、それ以降の対応についてご説明いたします。6月30日の頃は、ちょうどまん延防止等重点措置期間中ということで、お客様は館内には入れますけれども、館内滞在を30分とし、座席の全撤去、新聞、雑誌の最新号の閲覧を中止していたところです。その後7月12日に緊急事態宣言が発出されまして、その後幾度か延長され、最終的に9月30日までとなりました。その間も図書館は引き続き、まん延防止と同様の対応を継続しておりまして、9月13日、最後の延長となった時に、制限を一部緩和いたしました。具体的には、当日分の新聞を閲覧可能にいたしました。また、座席をそれまでは全部撤去していたのですけれども、一部利用可能にするということで、例えば新聞をご覧いただくための新聞閲覧席として、アクリル板を設置した机を置いたり、利用者用端末、資料を検索できる端末機のところにも椅子を置いたり、それからレファレンス室も一切椅子がなくて、立ってご利用いただく形だったのを、数席でしたけれども、椅子を置きました。その後、9月30日で緊急事態宣言が解除になりましたので、10月1日以降は、わらべうたのおはなし会を中止しておりますが、それ以外は原則として、全てのサービス制限を撤廃しまして、元に戻っている状態です。滞在時間の制限や、館内の人数の制限も特にございませんで、開館しております。10月1日以降、当初はお客様への周知も十分でなかった部分もあったためか、座席が満席になるということも特にございませんでしたけれども、徐々に利用者の皆さんの館内の滞在時間も増えつつあり、インターネット端末の利用ですとか、CDの視聴の利用なども、次第に増えて元に戻ってきているかなという状況でございます。新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、以上でございます。

事務局： 続きまして、中央図書館の事業について、今年度の6月30日以降について簡単にご説明をさせていただきます。口頭での説明となります。1つは、今年度から始めております移動図書館みずうみ号の廃止に伴って開始した出張窓口についてですが、みずうみ号が回っていたのと同じステーションを庁用車で回って、予約した資料の受け渡しですとか、量は少ないですけれども、資

料を持って行き、そこで選んでいただくというのはずっと続けております。緊急事態宣言の時は図書館は休館しておりましたが、予約資料の受け取りだけしておりましたので、出張窓口という事業についても、予約資料があった場合は、そのステーションにお届けをしました。その後通常どおりの形で再開しています。利用に関しては、今までみずうみ号というバスですと、雨が降ると資料が濡れてしまうので行けなかったのですが、庁用車でコンテナに積んでいただけなので、よっぽど台風などでなければ運行できるということで、4月以降、今のところ1回も休止にはなっていません。ただ利用数は、みずうみ号時代に比べると、やはり減っております、以前は利用が多かったステーションでも利用がないということもあります。また、当初、予約した資料の受け取りがほとんどなのではないかということ想定していたのですが、そればかりでもありませんでした。もちろん、予約した資料の受け取りという方もいらっしゃるのですが、そこに持って行った資料を見て、その中で選んでくださるという方もいます。ただ全体の利用数自体はかなり減っております。今後の運行についてもいろいろ検討する必要があるかなと、PRも含めてですけれども、そういう感想です。1年間過ぎたあとにご報告をできればと思っています。

また、10月31日曜日に、ビブリオバトルを開催いたしました。4年前から始めて、1、2回とやって、3回目は中止になって、昨年度は新型コロナウイルスのことで出来なかったということで、今年度なんとか開催にこぎ着けたのですけれども、計画した当初はまだそうでもなかったのですが、新型コロナウイルスの関係で、実際に人が集まってということではできるのだろうかという危惧もありまして、オンラインでの開催ということで決定いたしました。ただ、そのあと状況が緩和してきましたので、ハイブリッドに、オンラインで参加しても良いし、実際にその場に来て良いという形で、最終的には開催することができました。ビブリオバトルというのは、ご存知の方は多いかと思いますが、知的書評合戦と言いまして、参加者がそれぞれお勧めしたい本を持ち寄りまして、その本の魅力を説明して、説明を聞いた人たちが一番読みたいと思った本に投票して、チャンプ本という本を決めるというものです。ちょうどお手元にある図書館だよりに説明があります。今回のビブリオバトルについては、新型コロナウイルスの影響もあって、参加対象を中学生、高校生、大学生としたのですけれども、校内でのビブリオバトルのイベントも思うようにできなかったというのもあったようで、参加者がなかなか集まらなかったというのが実情でした。ただ今回、中学生が1名、大学生が2名という、3名という少ない人数でしたが、参加者が集まりまして、開催することができました。観戦の方も、新型コロナウイルス感染症対策も緩和した

おかげで当日飛び込みの参加もできましたので、全員で13名の参加がありました。うち1名はオンラインの参加でした。発表者の中学生もオンラインで参加してくださいました。担当は、会場とオンラインで参加している人の両方いるということで、運営に苦労しました。皆さんに投票していただいたのですが、同率1位本が2つできて、チャンプ本が2冊ということでした。結果については、図書館のホームページでも載せておりますが、1つは青柳碧人さんの「浜村渚の計算ノート」、もう1つが貴志祐介さんの「青の炎」という小説でした。当日はオンラインの参加者が上手くログインができなかったという、トラブルも少しありましたが、最終的には皆さんに参加いただけて良かったなと思っております。また来年度も開催したいと考えています。

次に、11月12日、絵本の読み聞かせの講習会を開催いたしました。こちらも、新型コロナウイルスの関係で、オンライン開催というのも視野に入れて検討をしていたのですけれども、幸い状況が落ち着いてきましたので、オンラインではなく、実際に対面で開催することができました。今年度の内容については、例年、学校での本読み会ですとか、保育園や幼稚園や、そういう集団での読み聞かせを想定した講習会をしていたのですけれども、新型コロナウイルスの関係で、学校でのお話し会や読み聞かせも開きづらいという状況もあって、前々からそういう要望もあった、家庭での読み聞かせを中心に、「親子で楽しむ読み聞かせ」という題で開催いたしました。今回、こういう状況もあって、参加者は少なかったのですが、4組の親子プラス関心のある大人の方1人という形で参加していただきまして、実際に職員による読み聞かせの体験ですとか、絵本の選び方とか、絵本の与える影響についてなどの講習会を実施することができました。中央図書館事業については、以上になります。

会 長： ありがとうございます。次をお願いします。

事務局： 私からは、わらべうたのおはなし会の再開の予定について、簡単にご説明させていただきます。先ほど中央図書館長から、おはなし会は再開したけれども、わらべうたのほうはまだまだということで、0歳から3歳までのお子さんと保護者の方を対象に、桜が丘図書館と清原図書館では、毎月清原は第2、第4木曜日、桜が丘は第2、第4金曜日の午前中に、ボランティアの方と職員と協力して、わらべうたのおはなし会ということで、わらべうたを歌って、あと絵本の読み聞かせということでやっていました。令和2年3月からずっとできない状態が続いていまして、この10月に入ってから、4歳以上のお子さん対象のおはなし会は3館で復活したのですが、やはりわらべうたのほうは、触れ合いみたいなものがあるので、まだまだ怖いかなということで、中止をしてきたところですが、保護者の方からの要望もかなり寄せら

れています。そこで、桜が丘、清原ともに、12月第2木曜日と金曜日に、それぞれ再開をしようということで、ボランティアの方とお話がまとまりまして、清原図書館については12月9日木曜日午前10時半から、おはなしの部屋で、10組先着順で開催、桜が丘については、清原図書館のように専用のスペースがないので、絵本コーナーを使って、12組で、事前申し込みで参加者を募って、12月10日金曜日午前10時半から、わらべうたをやってみようということになりました。第6波が来なければ、このまま1月以降も続けていきたいと考えておりますが、取りあえず再開をすることになったのでご報告をさせていただきました。以上でございます。

事務局： 図書館からの報告は以上でございます。

会長： ありがとうございます。それでは、以上の報告について何か、ご質問がありましたら。すみません、では私からよろしいですか。読み聞かせ講習会で、親子でというお話を伺いました。前回の時に、親子でというものの読み聞かせというのを感じていて、ブックスタートの時のお手伝いする方たちも、少し養成してほしいというお話をしたと思うのですけれども、そこに来るお母さんたち、いろいろなお母さんたちが多く、こういう形で、親子でということをしながらか、そしてお手伝いしてくれる人たちも、講習会にできたら良いのかなと、今ちょっと感じたので、検討していただけたらありがたいと思います。それからわらべうたですけれども、うちのぼけっと文庫は、午前中に親子の、いわゆる小さな赤ちゃんから3歳くらいまでのお子さんとお母さんを相手に、子育て支援の文庫という形でやっているのですけれども、やはり赤ちゃんはハイハイしますし、おもちゃは何でも舐めますし、そのへんのところの怖さがある、ずっと新型コロナウイルスの影響で、開催できずにいるのですね。そうすると、時々お店などでお母さんにお会いすると、いつからですか、と聞かれるので、何か良い方法を考えながら、やはり赤ちゃんとお母さんが楽しむ場というのが良い形で提供してもらえるように、よろしく願います。以上です。ほかにも何かもし、ご質問がありましたら。はい、荒川委員。

委員： 図書館と、直接多分関係がないのだろうと思うのですけれども、事業の記録の14ページのおはなし会の今の話をしているわけですが、参加者数というのが14ページに表でありますよね。こういうところで、男女で8の29とか、40の50とか、51の36とか、男女の表がありますよね。こういうのを、やることの意味があるかなと思うのですよね。だけど、8の29などは何かあるのだろうと思うのですけれども、そのへんはどのように捉えているのか。要するに、意味があったら、男女で分ける必要があるけれども、幼児なんて、男も女もないのですよね。そういうのにことさら男女という表を

付けることの意味と、場合によっては弊害と、そこが私もよくわからないので、どんな考えなのかなとお伺いするわけです。

事務局： 私どもも、男の子が何人、女の子が何人というのは結果でありまして、例えば男の子向けの事業をしようと計画している訳ではございません。ということで、令和3年度からは、ご指摘のとおり男女別の統計をやめました。記録はお子さんが何人来たか、大人の方、お母さんお父さんの区別も取らないで、保護者の方が何人来たかという統計を取ることに変えました。以上でございます。

委員： ありがとうございます。よくわかりました。

会長： 他はいかがでしょうか。それでは質疑を終わらせていただきます。予定されていましたが議題は全て終了となりましたけれども、委員の皆様から何かありますでしょうか。ございませんか。それでは、事務局のほうから。

4 閉会

事務局： 次の図書館協議会の予定ですけれども、2月の中旬を予定しておりますので、また近くなりましたら、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願い致します。以上です。

会長： ありがとうございます。それでは、皆様からもし何かありましたら。よろしいですか。それでは、本日予定していた議題は全て終了いたしましたので、これもちまして、令和3年度第2回東大和市立図書館協議会を閉会といたします。ありがとうございました。